転封実現過程に関する基礎的考察-延享四年内藤藩の 磐城平・延岡引越を素材として-

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学博物館
	公開日: 2013-05-21
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 日比, 佳代子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14066

〈研究報告〉

転封実現過程に関する基礎的考察 ―延享四年内藤藩の磐城平 延岡引越を素材として―

はじめに

から分析され、多くの成果を上げてきた。(2) 行われている (グラフー参照)。これまでの転封研究は上記の様な政治史的な観点(工) と譜代大名の配置という形で行われた。体制が確立した寛永期以降、外様大名の 転封は減少するが、幕政執行の立場から享保期頃までは譜代大名の転封も盛んに 領国体制の確立という目的のもと、外様大名の改易と転封、それに伴う徳川一門 転封は家康、 本稿では、大名と領知の関係を検討する切り口として転封に注目する。 秀忠、 家光の時尤も盛んに行われた。これは徳川氏による新しい

仕組みがあったからなのか、といった新たな課題が生じるのである。 つのか、また転封後藩政機構がすぐに機能し新領統治が可能になるのはどの様な 民にとってどの様な意味を持つのか、同時に藩にとって転封はどの様な意味を持 係に視点を移すと、転封研究には違った側面が見えてくる。領主の入れ替えが領 一方で、上記の「幕府と藩」という政治史的な視点から、「大名と領知」の関

藩との具体的なかかわりや藩同士の関係を問う近年の藩研究の課題に答える事に する事は個々の転封を明らかにするにとどまらず、藩社会のあり方、 「大名と領知」という視点から分析する研究は多くはない。これらの課題を検討 転封時の貢租の取り扱いや転封反対一揆などの研究がみられものの、(3) 地域社会と 転封を

め、

ば、

他藩がこれを借り写す事例も見られる為、 転封を経験した藩では、後の参考の為に転封記録を作成する事が多く、さらに 譜代大名家文書には転封の一件記録が

を踏まえ、本稿

0

慶 元 寛 正 慶 長 和 永 保 安

承応 明曆

以上の様な点

反面、 ており、転封の分析をするにあたって、我々に多くの情報を与えてくれる。その り取り、作成する書状や帳面、 散見される。 案件記録という性格故に、 転封の一件帳は、 城引き受け渡しの手続き等が効率的にまとめられ 転封を行う上で必要になる幕府や他大名家とのや 記録作成者が先例として必要ではないと判断し

日

比

佳代子

になる。 くい側面を拾っ 外にも史料を求 題関心から言え くい。筆者の問 りなどは残りに ていく事が重要 領民とのやり取 部の動きや儀式 面があり、 れないという側 たものは記録さ 化されていない 記録されに 一件記録以 藩内 大名の転封数の推移(藤野保『江戸幕府崩壊論』の「大名の改易・転封 ・覧」より作成。) 徳川一門・譜代 ---- 外様

グラフ1 90 80 70 60 50 40 30 20 10

万寬延天貞元宝正享元寬延寬宝明安 治文宝和享禄永徳保文保享延暦和永

11

天明

享文文天弘嘉安文元 慶 和化政保化永政久治応

中の役割配分など、転封実現の具体的な過程が示されるだろう。藩の日記を使う事によって、これまで見えにくかった藩内での具体的対応や、家て、転封を告げられてから城引き受け渡しを終了するまでの経過を明らかにする。では転封時の藩の日記を中心史料とし、転封を論じるにあたっての基礎作業とし

岡へ、牧野家は笠間へ、井上家は磐城平へ転封した。 直通日向国延岡八万石、井上正経常陸国笠間六万石の三方領知替で、内藤家は延
は、元和八(一六二二)年に内藤政長が上総国佐倉四万五千石から陸奥国磐

成平七万石に転封した。磐城平領の旧領主は鳥居忠政で、鳥居は出羽国山形

成平七万石に転封した。磐城平領の旧領主は鳥居忠政で、鳥居は出羽国山形

は、元和八(一六二二)年に内藤政長が上総国佐倉四万五千石から陸奥国磐

成平七万石へ転封した。

記する。四章はこの限りではない。 分析にあたって中心史料とするのは、内藤家文書の延享四年「万覚帳」である。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状のの作成や授受、城受け取り渡し時のやりとりなどについては記されていない事もの作成や授受、城受け取り渡し時のやりとりなどについては記されていない事もの作成や授受、城受け取り渡し時のやりとりなどについては記されていない事ものが、これを補う為、「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」、「奥州岩城より日州延海にの市域で、江戸と国許で交わされた書状のる。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状のる。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状のる。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状のる。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状のる。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状のる。本史料は、江戸藩邸御用部屋の職務記録で、江戸と国許で交わされた書状の

越し―」展の準備過程で得られた知見を論文化したものである。 なお、本稿は明治大学博物館二〇〇九年度特別展「大名と領地―お殿様のお引っ

一章 三月 転封の知らせ

節 国許への知らせ

石)、掛川藩小笠原長恭(六万石)、館林藩太田資俊(五万石)の三方領知替(松平延享三年、磐城平藩の周囲で二つの所替があった。棚倉藩松平武元(五万四〇〇〇

転封する事になるとは、思いもしなかっただろう。 転封する事になるとは、思いもしなかっただろう。 転封する事になるとは、思いもしなかっただろう。 転封する事になるとは、思いもしなかっただろう。 を治めてきた内藤家にとって、転封は隣国で起こる事としては日常的な事でも、自領の問題としては意識されていなかった様子が窺われる。延享四年三月一二日 自領の問題としては意識されていなかった様子が窺われる。延享四年三月一二日 自領の問題としては意識されていなかった様子が窺われる。延享四年三月一二日 を治めてきた内藤家にとって、転封は隣国で起こる事としては日常的な事でも、 自領の問題としては意識されていなかった様子が窺われる。延享四年の内 藤家の転封過程を見ていくと、元和八年に入封してからおよそ一二五年間磐城平 を治めてきた内藤家にとって、転封は隣国で起こる事としては日常的な事でも、 自領の問題としては意識されていなかった様子が窺われる。 近享四年の内 本名による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが 家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが 家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが 家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが 家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが 家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが 家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが

内藤家中にとって転封が衝撃的な知らせであった事を感じさせる。また、 騷可申候間随分穏便二取鎮、火之元等大切二致候様」「御所替朔而百三十年二及 封を知らせる書状が送られた。書状には、「御所替数年中放之儀、定而御家中取 牧野家は笠間へ、井上家は磐城平へという三方領知替であった。同日、国許へ転 ている。翌一九日、政樹は江戸城御座の間で所替を命じられた。内藤家は延岡へ、 藤家では内容は把握していなかった様子で、「御用之趣者不相知候得共」と記し 院に貸し置いていた仏像を引き上げる事、 領内の山林竹木を荒らさない様にとの指示も出されている。同書状では領内の寺 命じられた以上磐城平は自家のものでは無くなる為、家中屋敷や屋敷内の竹木、 候事故、此飛脚致到来候ハ、早速其表御家中末々迄取騒可申候」と記されており、 米籾一万俵は引き渡しの重要事項であるため入念に執り行う事などが記されてい で、内藤家分家内藤政業が藩主の湯長谷藩に荷物を預け、追々江戸に送る事、(8) 延享四年三月一八日、内藤家の江戸藩邸へ登城の老中奉書がもたらされた。 遠国故引き払いは困難が予想されるの 転封が 城 内

くと、御殿詰組頭八木半三郎から磐城平領の郷村高帳を作成する様に命じられた。二〇日、呼び出しに応じて内藤家江戸藩邸留守居保井勘左衛門が勘定所に出向

る必要がある事等も伝えている。 全際に関所を通らなければならない為、証文と家中女惣人高帳面を関所に提出する際に関所を通らなければならない為、証文と家中女惣人高帳面を関所に提出する際に関所を通らなければならない為、証文と家中女惣人高帳面を関所に提助すとなっており、八月になる可能性が高い事、家中の女が磐城平から延岡に移動すとなっており、八月になる可能性が高い事、家中の女が磐城平から延岡に移動する際に関所を通らなければならない為、証文と家中女惣人高帳面を関所に提出する様にとの指示であった。案詞帳面を渡されて、下帳で伺った上で清書を提出する様にとの指示であった。

に転封が知らされたのである。せが届いた。翌日、転封が告げられてから四日目となる二二日に内藤家中と領民二一日、内藤家の内桜田番所勤めは御免となり、同日夜に磐城平に転封の知ら

二節 他大名家とのやりとり

不の一例を挙げるに留めたい。 一次の一例を挙げるに留めたい。 一次の問題については別稿を期すこととし、本節で での一例を挙げるに留めたい。 一次の一例を挙げるに留めたい。 一次の一例を挙げるに留めたい。 一次の問題については別稿を期すこととし、本節で での一例を挙げるに留めたい。

様に転封の為の情報収集は転封相手の大名家以外にも求められている。 太田資俊、松平武元の留守居と寄合をして詳細を決めて行くと記している。この 発磐城平宛書状には、井上家と牧野家だけではなく、最近所替した小笠原長恭、 発磐城平宛書状には、井上家と牧野家だけではなく、最近所替した小笠原長恭、 本の日の内に留守居同士がそれぞれの江戸藩邸に挨拶に行っている。二〇日江戸 本の日の内に留守居同士がそれぞれの江戸藩邸に挨拶に行っている。二〇日江戸 本財の命を受けた一九日、藩主の登城を受けて御城前に詰めていた内藤家江戸

さらに情報を問い合わせる先は旧領主にもおよんでいる。二六日深夜江戸に到

ついて尋ねたという。 一ついて尋ねたという。 この書状には、国許では城付の武具の内容がわからず、「先年御着した磐城平差出の書状には、国許では城付の武具の内容がわからず、「先年御着した磐城平差出の書状には、国許では城付の武具の内容がわからず、「先年御る。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にる。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にる。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数にある。鳥居家が磐城平道とは、

帳と言うのだと記しているのである。 したのである。 ないという状況は、 なかったので、後日最上まで行って鳥居家から郷村高帳をもらった。だから最上 旧領主鳥居氏から引き継いだ土地台帳があり、当時これを「最上帳」と称してい いる事が分かる。長期間にわたり転封を経験せず、先の転封時の情報も十分では(⑴ かったのは、引き継ぎ文書などの取り決めが無かった入封時の事情にも起因して た。これについて、元和八年の鳥居家からの城引き渡しの際に帳面の引き渡しが 一四日江戸着磐城平差出の書状への江戸回答に興味深い記述がある。内藤家には 法形成はなされていなかったとみられる。三ヶ月程先のやりとりになるが、 一定の転封の作法ができあがっていたが、元和八年の磐城平入封時には十分な作 に進むか気を揉んでいる事が記されている。延享段階では、先例の蓄積によって 始末殊之外 御気遣ニ被 思召候」と、藩主も元和八年以来の転封に準備が順調 万端当惑可致卜存候、棚倉御所替之格卜先可相心得候、夫二付久敷儀故諸事之取 国許へ転封を知らせた一九日江戸発の書状では、「今度御所替之儀無其表ニ而 内藤家にとって他大名家からの情報収集をより重要なものに 国許で磐城平入封時の情報が整えられな

長崎の勤め向きも多く、遠国の往来は出費も多い。だから、今までの家中の人数家地方役人に話を聞いたところ、延岡領の年貢は磐城平領より少ない上、京大坂野家からは、特に様々な情報を得ている。二六日江戸発磐城平宛書状では、牧野また、正徳二年に三河吉田から延岡へ転封し、三六年間延岡を統治してきた牧また、正徳二年に三河吉田から延岡へ転封し、三六年間延岡を統治してきた牧

ら、牧野家から引き継いだものだったのである。 下されている。この条目も、 の立ち寄り見物、押し買い・押し売り、喧嘩口論、遊女博打などを禁じた条目が 城受け取り日の三十日前には業務引き継ぎの為に現地入りする様に命じている。 程茂先達而延岡罷越、諸事牧野様御役人江対談無之候而者罷成間敷候」として、 役人を江戸に登らせ、話を聞く様にとしている。そして、「追而御引渡前三拾日 者吞込兼申候」として、現在牧野家の地方担当者が江戸にいる為、早々に郡方の 同書状では、「延岡領者浮役小物成品々多、取立殊之外六ヶ敷相聞エ候、新規之 したものに、内藤家側で加筆したものであった。家中引っ越しに際しての条目す 日江戸発磐城平宛書状では、延岡までの道中で家中が問題を起さない様に、道中 情報を入手して、早くも新領知に適合的な家臣団規模が模索されているのである。 でやっていけるか難しい。「軽キ者」が御暇を願い出てきたら不憫ではあるが少 しずつ人数を減らしてゆくしかないだろうと記されている。 牧野家からもたらされる情報は領内統治に関わるものだけでは無かった。二七 先年牧野家が延岡へ所替になった時に家中に仰せ渡 転封先の家政向きの

転封準備と江戸藩邸

とは異なり、江戸藩邸の意思決定に従って進めるという事が確認されたのである。 指示が出されていたが、転封に関わる諸事について、日常的な意思決定のルート 前の書状でも書類作成や荷造りなどについて不明な点は江戸に確認する様にとの 書状で、今回の転封は国許には先例が無いので、平生は役方で処理している事で 留守居宇野與太夫が命じられた。これを告げた二〇日江戸発磐城平宛書状には、 る。また、二四日には江戸で御用懸頭取に佐々三郎右衛門、吟味方御用懸に杉山 今回の任用を「此度之儀万端御留守居御引受不申候而者難成候付」と説明してい 八兵衛が命じられ、二六日江戸発磐城平宛書状でその旨が伝えられている。同じ これまで見てきた様に、転封にあたっては幕府とのやり取りに加えて、大名間 転封が告げられた翌日、江戸にて「御引渡御請取迄之間諸事承合旁御用懸」 受け取り渡しに関わる事は飛脚を立てて一々伺う様に、としている。これ以 K

> になったのである。無論、転封を実行する為の個々の役割は国許の役人にも担わ 実務役人は江戸藩邸から選ばれたし、全般的な指示は江戸藩邸から発せられる事 の情報交換、打ち合わせが重要な意味を持った。この為、転封の全体を統括する れたが、情報の集約点・指示命令の拠点は江戸藩邸にあった。

事は不可能であるから、二、三の事例を挙げておこう。 せをしたり引き継ぎを受ける為に頻繁に移動をする必要があった。全てをあげる の準備は書状のやり取りだけで済むものではなかったから、内藤家中は打ち合わ 書状がやり取りされる事になる。とはいえ、他大名家とのやり取りもあり、 出され始める。国許からも報告や問い合わせ、相談の書状が送られ、以後大量の て出され、 転封の命が下るとすぐに、江戸から国許へ事細かな指示があらゆる方面に渡っ 城、家中屋敷を始め領内の様々な情報を江戸に送るようにとの指示も 転封

好幾右衛門と面談をし、同月一六日に磐城平へ帰っている。 代官岡田庄太夫の元手代で、延岡辺りの取箇に精通した地方巧者、現在浪人の三 から延岡の取箇、小物成について話を聞いている。さらに、翌一二日に豊後日田 様ニ」と命じられた。江戸に登った猪狩は、四月一一日に牧野家中市川用左衛門(ユシ) 様江戸から指示が下されていたが、これについては、二九日に磐城平で、郡方の 役職の一つである下郡の猪狩清右衛門が、江戸に登って「取立之諸方万端承合候 先述した様に、二六日江戸発磐城平宛書状で、牧野家の地方担当者に話を聞く

任用から三日後の二七日夜に江戸を立ち磐城平に向かっている 右衛門は、磐城平の御用席との打ち合わせは書状のやり取りでは済まないとして 勿論、 逆に江戸から国許へ役人が派遣される事もあった。御用懸頭取佐々三郎

留守居の様な役で、国許しか知らない様な者では勤まらないと、外交能力の高 らなければならなかった。二六日以降、江戸から磐城平に宛てた書状には、 の船路の事等も段取らせなければ埒が明かないと記されている。また、この役は に大坂に万端を引き受ける役人を置いて、 るだけで済んでいたが、新領知は西国延岡であった為、新たに大坂にも拠点を作 大坂もまた重要な地点となった。これまで内藤家は主に江戸と国許を行き来す 牧野家大坂留守居と面談をし、 延岡へ

認した上で五月二七日に江戸を出立、六月一六日に大坂に到着している。立する様にと指示している。彼らは五月四日に磐城平から江戸へ立ち、諸事を確大坂表諸向御用、斎藤儀左衛門を差し添えに命じ、江戸で諸事を確認し大坂へ出者をあてるべく検討がなされている。その結果、二九日に磐城平で加藤勘兵衛を

|章 四月 上使の決定と家中引越の準備

節

上使の決定

定から二、三日の内には、受取方渡方家老を報告した事になる。と使決審建部傳右衛門と書院番石巻権右衛門、延岡城の上使は使番牧野織部、小姓組松平藤九郎となった事が内藤家に伝えられた。四月七日江戸発磐城平宛書状によれ平藤九郎となった事が内藤家に伝えられた。四月七日江戸発磐城平宛書状によれ平藤九郎となった事が内藤家に伝えられた。四月七日江戸発磐城平宛書状によれ平藤九郎となった事が内藤家に伝えられた。四月七日江戸発磐城平宛書状によれ平藤九郎となった事が内藤家に伝えられた。四月七日江戸発磐城平城の上使は使四月四日、磐城平城と延岡城の引き渡し上使が命じられ、磐城平城の上使は使四月四日、磐城平城と延岡城の引き渡し上使が命じられ、磐城平城の上使は使

程度定式化されていたのであろう。 程度定式化されていたのであろう。 である。他の転封の事例でも、上使は城を引き渡す大名家に表一と同内容の指示である。他の転封の事例でも、上使は城を引き渡す大名家に表一と同内容の指示の作成指示を記した書付であった。それぞれの内容を一覧にしたのが表一、表二の作成指示を記した書付であった。それぞれの内容を一覧にしたのが表一、表二の作成指示を記した書付であった。それぞれの内容を一覧にしたのが表一、表二の作成指示を記した書句である。

五項目に対応するものである。

へ先発する際は事前に報告をする事、

が記されていた。①と②は表一の一、

③家来衆が延岡

側家臣が各所で交代を行う際の武具・人数の書付を提出する事、

付を渡された。この書付には、

一日程提出する事、

②延岡城受け取りの全役人の名前の書付と牧野側家臣と内藤

①牧野家中と相談して延岡城受け取り日の候補を

使牧野織部宅に呼び出され留守居保井勘左衛門が出向くと、松平藤九郎列座で書

また、上使からの呼び出しは城を受け取る側に対しても行われた。一二日、

上

まま しはのおと悪犬原見及び化二

表 1 上便の報告要	求項目及び指示
磐城平引き渡しの日程候補を二日程記した書付(井上家家来衆と相談の事)	内藤家で決める
磐城平城絵図·扣	内藤家で仕立てる
磐城平城附武具の書付、あれば城米の書付(但し竪帳で扣共四冊)	内藤家で報告する。御城米は三〇〇〇石と書き出す予定
城中番所で交替する人数と武具数の書付	内藤家で数を決めて報告する
城引渡の惣役人の名前の書付	数が決まり次第報告する
城内侍屋敷と足軽屋敷数の書付、屋敷付の戸障子畳数を改め、その写しを帳 面にする事。磐城平で受けとる。	井上家で作成
城下人別町数・牛馬数改の書付	井上家で作成
公儀の関所や藩の関所、口留津留番所の有無、城下近辺の道法	井上家で吟味、作成
船着の有無、船数	井上家で吟味、作成
御朱印地寺社、除地寺社の書付	井上家で吟味、作成
御預人、公儀囚人、牢舎の者の有無	井上家で吟味、作成
切支丹類続の有無	井上家で吟味、作成
道中日数道法泊休の書付	井上家で吟味、作成
親類中への分知の有無	井上家で吟味、作成
磐城平領の三年分の物成の平均値、浮所務の有無の書付	郡方五ヶ年平均帳が出来次第、子年からの三年分で作成
堀廻り、町数、城内井戸数の書付	井上家で吟味、作成
両上使の磐城平逗留中の旅宿は程近くにする事、侍屋敷でも町屋でも構わな い。普請、畳替などは不要。	町屋旅宿の予定。

表 2 城絵図の賞

35.2 %和6回75年		
色分の事	内藤家が仕立てる	
寺の院号寺号の事	内藤家が仕立てる	
町之名の事	内藤家が仕立てる	
札場の事	内藤家が仕立てる	
城下から東西南北、他領への方角の道法の事	井上家で吟味、作成	
大手から町までの道法の事	井上家で吟味、作成	
旅宿の事	建部傳右衛門宿は一丁目與作方。石巻権右衛門宿は一丁目庄兵衛方と書 き出す	

れば、 ていた事が分かる。 られているのだが、 補日を決める訳だが、実際に大名がやり取りをするのはそのレベルに留まらな 示がなされ、新領主となる大名家と打ち合わせの上、 う形で書き込まれている。これを表一、二の右枠に記した。付札の存在を踏まえ 城受け取り渡しの候補日は上使から両家で相談せよと指示され、 上使決定後、程なく城引き渡し側の大名家へ城邑の情報を提供する様に指 上使建部・石巻から渡された書付二通は「万覚帳」にその写が書き留め 各事項を内藤家と井上家のどちらが処理するかが、付札とい 分担を決める段取りになっ 大名同士で候

が出て、 る事、 候補日決定は上使の指示から一一日後、 り渡しの候補日については、 表一、二に見られる様に、 新領主となる大名は入封前に新領知について既にかなりの情報を入手してい 大名同士の共同作業で転封が進められている事が分かる。 井上家にも差し障りが無かった為、候補日をその両日とする事にした。 井上家も新しい領知について報告をするのであるか 牧野家と内藤家の相談の結果、八月四日か七日の案 四月二二日の事である。 なお、 城受け取

における代官の役割については後述する 目太兵衛方とし、井上家受取方の面々の旅宿は三丁目、 調整が進んだ。四月一八日、上使建部の旅宿は一丁目遠藤與作方、上使石巻の旅(16) ている。 宿は一丁目庄兵衛方、 て修復場所が増えるのを避ける為、三家で相談して町宿にする事にし、その線で あったが、 ならない。この件は、三月末から江戸国許間の書状のやり取りの中で話題に登っ 表 五丁目を旅宿とする事が磐城平にて町奉行に申し渡されている。なお、(エフ) 一の一七項目にある様に、 引き渡し前は侍屋敷を宿とし、 上使から侍屋敷・町屋は問わないと言われていた。そこで、 郷村受け渡しを担当する代官竹垣治部右衛門の旅宿は二丁 城引き渡し時には、 引き渡し後は町宿に引き移るのが先例で 関係者の宿を用意しなければ 内藤家渡方の面々は四丁 宿が増え 転封

は城郭に関する質問で表三に示した。これ以外に、上使が磐城平へ向かう際に必 され留守居保井勘左衛門が出向くと、石巻列座で書付を渡された。その内の一通 上使からの書付提出の指示はその後も行われた。二七日に上使建部宅へ呼び出

ている事を報告している。

行う際の武具・人数の書上を提出し、

後の六月一〇日に上使牧野織部、

松平藤九郎へ延岡受取方惣役人の書上、

交代を

延岡へ先発する家臣が追々磐城平を出発し

戸発磐城平宛書状に関係記事がある。曰く、上使に提出する帳面は、磐城平では

上使建部・石巻への書付提出については、

七月一日

「御屋形帳屋敷帳」(表一の六項目に該当しよう)だけで、それ以外の諸帳面や絵図

野家ともやり取りを交わして、上使への報告準備を進めた。内藤家では、

この様に、

内藤家では江戸藩邸や国許で調査、

書類の作成を行い、

井上家、

牧

出する様に求められて ٤ を記した書付を二通 城平領の絵図二枚を提 領城主とこの間の距離 千住磐城平間の御料私 上使の控え用に磐

要になるのであろう、

いる。 くと、 織部方へ呼び出され留 で、 守居宇野與太夫が出向 尋ね事があれば江 同日、 松平藤九郎列座 上使牧野

表3 四月二七日 建部・石巻から渡された	:書付
地侍并浪 [] 書付磐城平 [] 候事
城建家坪数并城地何町四方有之哉之事	
磐城平城内住居絵図弐枚御指出可被成事	
城之高サ之事	
堀之深サ堀幅之事	
城築誰ニ候哉之事付縄張之事	
代々城主之事	
弓鉄砲狭間数之事	
硝煙員数之事	
巣鷹山有之哉之事	
入代リ番所何方何ト申所委細承度候事	
御知行外之国二茂有之哉之事	
於磐城平領従公儀建候制札并法度書付有之哉之事	
従 公儀之傳馬馬借有之哉之事	
城下侍屋敷足軽屋敷数之事	
磐城平[]	
厩数并馬数 []	
家来鎗験并惣人数合印書付可被差出候事	

*虫食いが激しい為、史料をそのまま引用し不明箇所は□、

る様子が窺われる。(18) 候。」と伝えている。また、 ら受け取った書付の写二通を国許へ送り、「向々へ申付書拵次第早々為指登可申 人之覚」と「引渡諸番所之覚」を渡しており、大名間でやり取りが進められてい 以上の様な上使からの指示に対し、内藤家では四月一二日に上使建部・ 委細者右御書付之通ニ付具ニ不申遣候、 四月一九日には、 右之内江戸ニ而相済候分者致附紙申 井上衆へ「磐城平城引渡武具并役 石巻か 時

に雨なら雨具を着用する事の二点を示した書付一通を渡されている。

戸で聞く事、引き渡し

が確認出来る。 記している。ここから、提出日は不明ながら、七月一日には提出が済んでいた事記している。ここから、提出日は不明ながら、七月一日には提出が済んでいた事は全て江戸で提出が済んでいる。他に磐城平で準備しておく帳面や絵図はないと

一節 家中引越の準備

必要になる上に箱根の関を越えるのも大変だが、木曽路は脇道往還で碓氷の関所 江戸に報告する様にと国許へ指示している。 高が決まり次第両人に報告するので、移動の惣人数が決まったら組み分けをして つ毎日の様に通行する様にと指示された事を伝えている。同書状では、日割人馬 神谷の問題がないという意向を確認している。その後、四月三日江戸発磐城平宛 家中の者が移動するにあたり中仙道を通る事に問題はないかどうかを相談して、 月二七日には、留守居保井勘左衛門が、道中奉行神谷久敬用人と面談し、所替で は内藤家分家内藤政苗が藩主の安中藩領で都合がよい事、を挙げている。早速三 から木曽路経由で引っ越した例がある事、⑦東海道は表向きの道で相応の装備が を通る事を検討していた。理由として、⑦白河から姫路への所替で日光道中小山 ついて、 書状で、 四月になると家中の引越準備も除々に進んでいく。磐城平から延岡への移動に 木曽路通行について、道中奉行水野忠伸・神谷久敬へ届けを出し了承さ 内藤家では三月二〇日江戸発磐城平宛の書状で、東海道ではなく中仙道 通行する人馬数が多いと駅々が難儀するので、人員は日割をして少しず

御用御頼之者共此節之事ニ御座候間御用金被仰掛可然存候」としている。のではないかとしている。また、これが調達出来ない場合は、「兵庫屋統其外の費用について触れている。日く、「此度御所替ニ付御引払御用御城廻御繕御入の費用について触れている。日く、「此度御所替ニ付御引払御用御城廻御繕御入の費用について触れている。日く、「此度御所替ニ付御引払御用御城廻御繕御入の費城平から延岡に大量の荷物を運び、家中とその家族を移動させるのであるか磐城平から延岡に大量の荷物を運び、家中とその家族を移動させるのであるか

四月九日江戸着磐城平差出の書状では、輸送する荷物は四千駄余、四分の一を

七○○○両、三○○○両の御用金を命じている。

七○○○両、三○○○両の御用金を命じている。

北蔡むっている。試算とはいえ、荷物の輸送だけでも莫大な費用がかかる事が分見積もっている。試算とはいえ、荷物の輸送だけでも莫大な費用がかかる事が分別である。この様な膨大な支出に、所替の費用は容易には調達しがたかったらしく、個別の一を延置、四分の二を江戸に送るとして費用は四千両余と

い る²⁰ 料以外にも借用金を用立てて貰っている。 るのはかなり厳しかった様である。貸し付けはしないとしているが、実際には、 二六俵以下が一三両一分などとなっている。但し、引料が足りないとして借用金 引料が仰せ渡されている。家老は金二四五両、組頭は金一八四両、年寄・用人は たから、藩から手当が支給されるのである。四月一八日に、磐城平にて家中への て家族を連れて延岡まで行かなければならないので、この引料で延岡まで移動す の願いを出す事は認めず、引越が出来ない者は願い次第に永御暇を下すともして でが三〇両二分、扶持切米二七俵から四九俵までが二一両二分二朱、 <u>F</u>. 引料」があげられていた。所替に伴う引越は家中にとっても大変な物入りであっ 一二六両、物頭以下普請奉行までが七五両一分、三〇〇~一〇〇石までの平士が 一〇〇石前後の実務担当の藩士達が延岡に先発した時の記録をみると、藩から引 先にあげた三月二二日磐城平発江戸宛の書状には所替に伴う支出として「家中 一両一分、知行扶持切米取一〇〇俵以上が四〇両三分、同五〇俵から九九俵ま 往来の入用は藩が担うとはいえ、所替にあたって藩士達は屋敷を引き払っ 扶持切米

家中の士気を保ち滞りなく転封を実行する事は、藩にとって重要な課題であった。の案文がある。家中引越にあたっては、藩側も様々な配慮をしているのである。の案文がある。家中引越にあたっては、藩側も様々な配慮をしているのである。の案文がある。家中引越にあたっては、藩側も様々な配慮をしているのである。の案文がある。家中引越にあたっては、藩側も様々な配慮をしているのである。の案文がある。家中引越にあたっては、藩側も様々な配慮をしているのである。がう方針も見られる。しかし、それはあくまで「軽キ者」に対しての事を理する事は、選上では、実子も養子もいない者がまた、四月二六日江戸着磐城平差出の書状の中には、実子も養子もいない者がまた。

定の内藤全稀(家老内藤治部左衛門の父)が、 完の内藤全稀(家老内藤治部左衛門の父)が、 悪念されているのである。三月二四日磐城平発江戸宛の書状では、延岡に行く予 懸念されている。遠国への引越を忌避して定府を願う者や暇を願う者が出る事も 原茂多出来候歟、亦者過分之引料不被下候而者引越不罷成ト申達多可有御座候」 と記されている。遠国への引越を忌避して定府を願う者や暇を願う者が出る事も 原茂多出来候歟、亦者過分之引料不被下候而者引越不罷成ト申達多可有御座候」 に記されている。遠国への引越を忌避して定府を願う者や暇を願う者が出る事も に記されている。

兼而船至而不得手二御座候、磐城濱辺江罷越一両度茂船ニ乗見候処、六七間 を言い出して来た事を伝えている。家老の父が、船路が絶えられないから江戸に と言い出して来た事を伝えている。家老の父が、船路が絶えられないから江戸に と言い出して来た事を伝えている。家老の父が、船路が絶えられないから江戸に と言い出して来た事を伝えている。家老の父が、船路が絶えられないから江戸に を一直と言い出して来た事を伝えている。家老の父が、船路が絶えられないから江戸に を一直と前には行きたくないと言い出したのである。この内 藤全稀の申し出に対して、二七日発の江戸からの返信では、「目当二致候全稀引 立之了簡無御座候而者末々猶以引立申問敷候、誠此度之儀御家中始り無之御大変 本意ト申程」の心得でなければ実行出来ないと強い調子で返している。転封を命 である。この内 本意ト申程」の心得でなければ実行出来ないと強い調子で返している。転封を命 である。この内 ないたのである。

三章 五・六月 役職の整備と引越道中

節 引き受け渡し関連役職の整備

をみてゆく。 六月に入ると先発する家臣達の出立がみられる様になる。本節ではその間の様子六月に入ると先発する家臣達の出立がみられる様になる。本節ではその間の様子四月も後半になると現地での引き受け渡しに携わる役職の整備が一層すすみ、

渡しの実務を中心的に担う者には、江戸で仕事の修得ができ、外交的な要素を持っ江戸で仕事を呑み込んでおかないと帳面だけでは済まないとしている。引き受け方と受取方には留守居を入れる必要があるとして、特に延岡の受取方については、四月二三日江戸発磐城平宛書状では渡方と受取方の人員が検討されている。渡

の二人が引き受け渡しの中心的な実務担当者である事が確認される。 (33) 字野與太夫一式吞込罷下、延岡之儀ハ和田平兵衛一式吞込罷越候趣」とあり、ころうか。その後の江戸磐城平間の書状のやりとりの中に「此度之御用磐城之儀ハろうか。その後の江戸磐城平間の書状のやりとりの中に「此度之御用磐城之儀ハろうか。その後の江戸磐城平間の書状のやりとしている。翌日二四日には江戸野東太夫一式吞込罷下、延岡之儀ハ中心的な実務担当者である事が確認される。 翌日二四日には江田には留守居代として和田平兵衛を遣わすつもりとしている。翌日二四日には江田には留守居代として和田平兵衛を遣わすつもりとしている。翌日二四日には江田には留守居代としている。

渡方と受取方の人員は表四・五のとおりである。取方共担当者が確定していったとみられる。なお、その後の記録から確認される取方共担当者が確定していったとみられる。なお、その後の記録から確認されるを告げて、候補者をあげる様にとの指示が出されている。この時期には渡方、受をらに、五月七日江戸発磐城平宛書状では、渡方として揃えるべき役職と人数

それ以外の受取方は二〇日前に現地入りする段取りである。 で取方、特に実務を担い牧野家側との打ち合わせや引き継ぎを必要とする者達 受取方、特に実務を担い牧野家側との打ち合わせや引き継ぎを必要とする者達

日に増田稲右衛門らが磐城平を出立している。この段階では城受け取り渡し日は一御先御用、受取方を務める家中の実際の出立状況を見ておこう。まず、六月二

戸に向かっていた六月五日に、江戸で磐城平上使、

延岡上使双方から城受け取り

海路の為延着

告知されておらず、

候補日を目安に先発隊の派遣が進められていた。

増田らが江

渡しの定日を八月七日とする事が告げられた。延岡城引き渡しは、

受取方(「御得替抜書」{『内藤家 表 4 **文章』1-31-63**〕

义骨.	1-31-63 49)
家老	内藤治部左衛門
組頭	加藤又左衛門
用人	久世與兵衛・三松勝右衛門
番頭	大嶋半兵衛
留守居代	和田平兵衛
物頭	大嶋兎毛·今村八郎兵衛
船奉行	片岡権右衛門
長柄奉行	加藤忠太夫
取次	伊木安左衛門
郡奉行	増田稲右衛門
町奉行	今泉郷左衛門
目付	三宅権左衛門・今西貞之進
使番	村田新右衛門・三松幾右衛門
宗門改	江上佐太夫
普請奉行	近藤十右衛門
櫓奉行	加藤傳右衛門
勘定頭	山田伊左衛門
賄役	藤田用右衛門・阿波儀左衛門

渡方(八月三日井上家受取方と参 会した内藤家渡方)

家老	穂鷹吉兵衛
組頭	近藤惣兵衛
用人	樋口左衛門・加藤善右衛門
留守居	宇野與太夫
郡奉行	川路仁左衛門
町奉行	清水五郎右衛門
大御目付	加藤善兵衛
勘定奉行	片寄傳五右衛門
櫓奉行	大橋左七

各々の藩士が家族を連れて一ヶ月の間磐城平から出立し続けたのである 考えられる。家中の引き移りは分散して移動する事が求められていたので、 月二○日頃まで順次出立して行き、磐城平城引き渡しの一○日前には引き払って 配を命じられている。引越経路決定後、詳細が詰められていく様子が窺われる。 しまうという段取りであった。また、業務を担わずただ移動するだけの者は凡そ ○○○人を越えていたから、 「四○~三五○人程とされている。後述するが関所通行の為に申請した女高は(∞8) 磐城平からの報告によれば、受取方渡方以外の家中面々は六月二〇日頃から七

三四〇~三五〇人の移動というのは、

藩士の数と

たから、 ずつ番人を配備する事になった。 る為、実際には大屋敷のみに番人を付け、 の家中屋敷は凡そ五〇〇軒余あり、 にこの番人から帳面を以て井上家側に渡される事になっていた。しかし、(窓) て空き家にして、屋敷毎に帳面を仕立て百姓の番人を付けておき、引き渡しの際 家中屋敷は荒らしたり損じたりする事なく、井上家へ引き渡すべきものであっ 家中出立後の屋敷への対処も必要になった。家中屋敷は引き渡し前に全 当初予定の番人の設定では費用がかかり過ぎ 他は一町毎に仮番所を建てて四、五人

とめる作業にはかなり手間取っている。 の各家から延岡へ引き移る女の数を申請させ、 今回の転封では、家中家族の女に対する関所通行の手続きが必要になった。 送に伴う武具改と女の関所通行である。磐城平から江戸を通って延岡へ移動する ○四五人で女手形を申請している。 延岡への引き移りにあたって、 特に幕府とのやり取りが生じたのが、 最終的には六月一三日に幕府へ女高 髪型などの特徴と共にその数をま 荷物の輸

なども呑み込んでいなければならず、 廻船請け負い人は、 五月二日江戸発磐城平宛書状で、入札の結果、荷物廻船請け負い人は日本橋の井 まれていたから、それらについては浦賀番所で船改を受けなければならなかった。 上重右衛門に決まった事が伝えられている。 女手形の申請同様に苦労したのが武具改である。 江戸は勿論、 大坂とのやり取りもこなし、 常態の者では務めがたい為、 江戸屋敷からの説明によれば、 廻船される荷物には武具も含 浦賀番所への対応 江戸でもこれ 荷物

引越道中と幕府への対応

に大坂に到着している。

受取方の面々は八~一五日にかけて順次磐城平を出立しており、

一八日には江戸

和田平兵衛(延岡受取方留守居代)も出立し、和田は東海道を通行して七月一日

内に江戸を立ち、木曽路を通って二八日に大坂に到着している。御先御用以外の(%) れている。増田らは八日に江戸に到着、すぐに藩邸で打ち合わせをしてその日の(35) が生じた場合には到着の翌日に内見分をして、翌々日に引き渡しを行うと指示さ

延岡への通路に中仙道を通る事は早くから決まっていたが、磐城平にやってく 本節では、五月六月に本格化する家中引越についてみてゆく。 二節

二一日磐城平発江戸宛書状では磐城平から大坂までの道程宿割についての検討が 行われており、二八日には磐城平で志賀孫左衛門が伏見から大坂までの川船の差 る井上家中や代官の通路との関係もあり、 した。最終的には五月一四日江戸発磐城平宛の書状で、水戸街道経由で千住へ出 板橋から中仙道の木曽路を通る事に決まったと伝えられている。 磐城平から江戸に出る通路が二転三転 この後、

に対応できる者は入札をした三名しかいなかったと言う。

事ではあるが、やはり武具改は厳しいものであった。その後、七月一二日に浦賀 出来るように荷造りしておかないと荷を解かれてしまう事、具足馬具は梱包した が、既に荷造りはほぼ終わっており、やり替えには大変な費用がかかると歎いて 様々に気を配らせている。 続きに留まらず、それぞれ一名ずつ立ち合い役人を派遣し問題が生じないように 貰っている。なお、 番所通船鉄砲并武具員数証文を提出し、一五日に酒井忠恭ら老中連印の裏書を 状態で改める事などを教えて貰っている。具足馬具は荷包みの改めですむという 浦賀奉行青山俊延用人に面会している。そこで、鉄砲弓矢鎗は小口から数が確認 いる。この書状を受けての行動であろうか、五月一七日、留守居の宇野與太夫は 江戸着磐城平差出の書状では、請負人から武具改に適した梱包方法を教えられた たが、改めは荷物の中の鉄砲や具足を実際に確認するものであった。五月一四日 浦賀番所通船時の武具改について、国許では書面の確認程度で済むと思ってい 碓氷関所、 福島関所、 浦賀番所の通行については、書類の手

|節 郷村高帳の提出

(3) 本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の規出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。三月本章の最近に対している。

> に江戸に向け出立する様に命じている。 で下郡の大和田織右衛門、勘定人の根本伊兵衛にこの件の対応の為に翌朝までされてしまう。二五日江戸発磐城平宛書状でこの旨が伝えられ、二八日には磐城されてしまう。二五日江戸発磐城平宛書状でこの旨が伝えられ、二八日には磐城されてはまう。二五日江戸発磐城平宛書状でこの旨が伝えられ、二八日には磐城の藤家では、この郷村高帳を勘定所で確認してもらい、指示があれば書き改め、内藤家では、この郷村高帳を勘定所で確認してもらい、指示があれば書き改め、

四章 七月・八月 城受け取り渡し

節 代官とのやりとり

竹垣の手代鈴木に書付を渡した旨伝えられた。 手代鈴木三四郎に渡された。勘定所には内藤家留守居宇野與太夫も呼ばれ、代官領高一○万六九○石九斗六升を預かる様にとの書付(Aとする)が、代官竹垣のの度の所替で内藤政樹の領知が上知となるので、代官竹垣治部右衛門は磐城平七月に入ると所替に伴う上知の手続きが行われた。七月一日、勘定所において、七月に入ると所替に伴う上知の手続きが行われた。七月一日、勘定所において、

呼び出しに応じ、翌日も宇野が勘定所に出向くと、新たに受け取る領知の領知

領分が二万石であった。 領から引き渡される日向国臼杵郡・宮崎郡、 と命じられた。新領は、高八万四九九石八斗弐升四合壱勺壱才で、 高六万四百九拾九石八斗弐升四合壱勺壱才、代官岡田庄太夫から引き渡される幕 村附帳二冊と目録一通を渡され、代官岡田庄太夫へ相談して郷村を受け取る様に 豊後国大分郡・国東郡・速見郡が計 内訳は牧野藩

受領のやりとりは、本来は大名屋敷に代官手代がAを持参して行われる先例であ 定所でやりとりする事にしたのだという。 るが、関係者が勘定所にそろって出向いている為、牧野・井上家と相談の上、 竹垣治部右衛門宛所で受け取りの旨を書き継いで、手代鈴木へ返却された。この 右衛門差出、内藤備後守(政樹)宛所で郷村を引き渡すべき旨書き継いだもの (宀)を二通渡された。一通は内藤家側が受領し、一通はさらに宇野與太夫差出、 また同日、勘定所にて代官竹垣の手代鈴木三四郎からAの書付の写に竹垣治部 勘

のでは無い。この点について、七月一日江戸発磐城平宛の書状で 係と同じ様に、郷村の引き渡しは代官を通じて行われ、大名間で直接行われるも 国日田陣屋へ送るとの事で、写の方に庄太夫の奥書がなされ内藤家側に返された。 を代官岡田方へ持参し代官岡田の手代川村良介へ渡した。本書は代官岡田の豊後 六月末に終わらせた①郷村高帳提出、七月一日から行われた②領知の上知と代官 三月 の預け、 転封では城と郷村が大名から大名に引き渡される。郷村引き渡しは、内藤家が 内藤家では、昨日受け取った領知村附帳二冊と村附目録一通の本書と写 ③新領の郷村の通知、という形で進んでいく。城引き渡しと上使の関

御引渡被成候、 に御代官様江御引渡申候、 上ニ而井上様御拝領之土地従 御所替之節ハ唯今迄之御領地 右ニ付新領主江御譲り被成候訳ニ者無之候、因是諸帳面とも 直ニ新領主江帳面引渡ハ無之候由 公儀江被差上候付、御代官様御出御受取、 公儀御渡被成候意味二而、 御代官ゟ井上様江 其

と説明されている

によって実高が変わってくる。三月に所替の命が下ってからこの段階まで内藤家 表高については変更がなくても、所替に伴い領知を引き移れば、 土地の生産力

> は実際にどの郷村が新領知に割り当てられるかという事は知らされておらず、 えに新領知の実高も把握できていない。この段階で初めて、新領知の郷村を実高

ゆ

二節 磐城平城引き渡し

を以て知らされるのである。

う。まず、磐城平城引き渡しの様子を見て行く。 最後に磐城平、延岡での城引き受け渡しの経緯を時系列で追っていく事にしよ

今右衛門、大和田織右衛門が統治情報を記した諸帳面を手代衆へ持参し、 の働きかけで、郡奉行や町奉行、その他の役人達が両家での会合を持っている。 て、担当者に直接問い合わせる事が出来る貴重な時間であるため、井上家側から ている。引き渡し前のこの一〇日程は、新領統治に必要となる様々な事項につい なった。同様に、井上方にも会所が設定されていて、これは菩提院町菩提院となっ き払い、役人達は内藤家側の会所に設定されている長橋町性源寺に出向く事に き渡しの為に残っている内藤家中にも適用されるもので、二八日には内藤家中も 城平に到着していた。先述した様に、家中屋敷は引き渡し前に全て空き家にして 受けて帳面の仕立に問題がないかを確認してもらっている。 屋敷を引き払い町方へ移っている。また、役所も同様で、二八日には諸役所を引 おかねばならず、引渡の一〇日前には家中は引き払う事になっていた。これは引 二九日には、代官竹垣治部右衛門手代衆が到着している。さっそく下郡の渡辺 七月二八日には渡方留守居宇野與太夫が磐城平に到着し、井上家中も段々に磐

帳面を除き、この段階で内受取を済ませている。この際、町方寺社方帳面も一緒 郡 に引き渡している。 三〇日、前日に内見を受けた帳面の内受取の為、 町奉行が帳面を持参している。目録と照合の上、 元メ手代の旅宿へ郡奉行、 家老到着後に内受取となる 下

ている。その後、 が出迎え、内藤家中の郡奉行川路仁左衛門、町奉行清水五郎右衛門も出迎えをし 八月二日、代官竹垣が用意された旅宿に到着した。名主を始め町在の役人など 代官竹垣は旅宿で内藤家渡方の上層部と面談している。帳面内

藤家側に伝えられた。 渡しは代官旅宿で行われるが、代官も上使に挨拶する為に登城をする事などが内 見の結果問題がなかった事について代官が承知した事、井上方への諸帳面の引き

で、取り交わす証文の事や帳面類の事について打ち合わせをしている。 渡し及び終了後の対応などが話し合われている。これが終わると、更に役方同士 た。この時の内藤側の面々が表五となる。この席で統治情報の引き継ぎや城引き 八月三日、井上家の受取方と内藤家の渡方の面々が菩提院で御用談の参会をし

たと報告している(38) が双方の家老を召し出し、城受け渡しをする様に命じ、城受け渡しは無事終了し やって来て内受取を済ませたという。引き渡し当日の七日は、磐城平城にて上使 城平から江戸への報告によれば、五日に上使建部・石巻は磐城平入りし、六日に 上使は延岡城内の内見分をおこなった。内見分終了後は、すぐに井上家側が城に 磐城平引き渡しに関してはこれ以後のやり取りが殆ど記録されていないが、磐

延岡城受け取り

延岡城受け取りの様子を見て行く。

勘左衛門が参会をして今後の対談の面子や城受け取りについての確認を行い、 り取りは、全て延岡の町年寄を通じて行われている。二〇日、和田平兵衛と加藤 は見送り、ひとまず和田と加藤を中心に参会する事になった。なお、これらのや 中町奉行加藤勘左衛門に、増田も牧野家中郡奉行へ到着の挨拶をしている。この 津し、翌日にも内藤家中が段々と到着した。一八日の到着後すぐに和田は牧野家 内藤側の役人が到着しきっていなかったため、この席に双方の役人が出席する事 二三日、二七日も両家の受取方役人、渡方役人が参会している。 七月一八日には留守居代和田平兵衛、御先御用増田稲右衛門が別船で延岡に入 和田は加藤に明後日には参会をしたいと伝え、翌日に了解の連絡を受けたが、

照合した上で内受取をしたと考えられる。

宛となっている。 立って引き渡すという形を取らず、牧野家の寺社奉行・町奉行・郡奉行・普請方 引き渡すのみであった。この様な形で渡された帳面は、牧野家中差出、内藤家中 在せず、両家の参会場所で引き渡してしまい、城引き渡し当日に城でその目録を から直接内渡をうける帳面も存在した。これらについては、やり取りに代官が介 代官差出内藤家宛で「右之通引渡申候以上」などと記されている。これ以外に表 帳以外の諸帳面の内渡を受けている。これらの帳面は牧野家差出代官宛、奥書が 八月二日には代官岡田庄太夫が到着、五日には代官岡田の旅宿で内藤家は郷村

引き渡しが行われる事になった。また、同日上使から次の「覚」が渡されている。 織部・松平藤九郎は、城引き渡しを一二日とする事を両家に告げ、五日遅れで城 たのは八日、旅宿に到着したのは一〇日の事であった。旅宿に到着した上使牧野 定だったが、船の遅延の為、上使牧野織部・松平藤九郎の船が延岡の港に着岸し 城引き渡しの前々日には上使牧野織部・松平藤九郎は所定の旅宿に到着する予

- 御黒印御下知之趣認メ候高札建置候間、 何茂致拝見候様可申触候
- 一、内藤備後守殿家来中、万端能々被申合、万事作法能様ニ可被致候、尤人 数込合不申候様ニ被申合、且火之元等念ヲ入可被申付候
- 明日五ツ時過、城内見分、夫ゟ城外見分可申候、城中者用人中案内、 外者軽キ者案内致候様可被申付候
- 見分相済候後、双方被申合、苦ヶ間敷所者勝手次第、請取渡可有之候、 武具蔵致封印置、 引渡之朝改、請取渡手廻宜様可被致候、 以上

牧野織部

八月十日

松平藤九郎

る。これは一一日に牧野家に渡され、高札場に建てられた。 譜代などの扱い、治安関係の事などで、牧野・松平の上使名で出されたものであ 一条目にいう高札は、所替にあたっての夫役賦課や年貢・借財などの事、家僕

代官手代到着後、牧野家渡方は帳面類の内見を受け、翌日代官手代元〆が目録と

二八日に代官岡田の手代熊谷市左衛門が到着した。磐城平の事例を踏まえれば、

村帳の内渡が行われ、呼び出されていた村役人達へ、牧野家から内藤家に郷村が藤家は内受取を行ったものと考えられる。郷村の統治を象徴する郷村帳の受け渡た様に、延岡城でも一一日に上使牧野・松平が登城して内見分を行い、終了後内磐城平城で六日に上使建部・石巻が登城して内見分をし、井上家が内受取を行っ磐城平城で六日に上使建部・石巻が登城して内見分をし、井上家が内受取を行っまた、三、四条目には、一一日に上使が城内の内見分を行い、終了後は両家でまた、三、四条目には、一一日に上使が城内の内見分を行い、終了後は両家で

渡された事が告げられた。

一二日、すでに受け取りの実務は済まされているので、城引き渡し当日は儀式一二日、すでに受け取りの実務は済まされているので、城引き渡し当日は儀式している。

の手代を通じて渡されるとの事であった。

い時に合わなかったという事で、これについては目録のみで、出来次第代官岡田が間に合わなかったという事で、これについては胃験のみで、出来次第代官岡田稲右衛門と吉田長右衛門が呼び出され、代官岡田から引き渡しの趣を仰せつけ田稲右衛門と吉田長右衛門が呼び出され、代官岡田から引き渡しの趣を仰せつけるの手代を通じて渡されるとの事であった。

わりに

である事が指摘できる。 である事が指摘できる。 である事が指摘できる。 のだったか、その一端を示す事ができた。また、転封時における江戸藩邸の重要性や他大名家とのやりとりの重要性などについても触れたが、特に後者の点を要性や他大名家とのやりとりの重要性などについても触れたが、特に後者の点をいう局面に限らず、領内経営という局面におけるそれについても注意を払うべきである事が指摘できる。

それらの課題については、他日を期したい。れなかった問題も多い。さらに、転封後の状況についても検討する必要があろう。しかし、紙面の関係から、これらの問題も限定した形でしか示し得ず、触れら

註

1

- 藤野保『江戸幕府崩壊論』(塙書房、二〇〇八年) より。
- 2 藤野保『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、同『江戸幕府崩壊論』(前 2 藤野保『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、同『江戸幕府崩壊論』(前 2 藤野保『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、同『江戸幕府崩壊論』(前 2 藤野保『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、同『江戸幕府崩壊論』(前 2 藤野保『幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、同『江戸幕府崩壊論』(前 3 彦らら。
- おける領主と領民」(『甲南大学紀要 文学編』一五九)など。主の転封と領民動揺をめぐる問題」(『日本歴史』四四七)、東谷智「大名転封時に利岡俊昭「減転封に伴う先収貢租返還問題について」(『史観』八四)、宮崎克則「藩

3

4

- る(「転封考史料編問合書」『名城法学』五九の一』など)。 転封関係史料については谷口昭氏が網羅的な調査を行い、多くの史料を紹介してい
- 6 『内藤家文書』一の七の三五。

8

- 7 順に『内藤家文書』一の二〇の三一三、『内藤家文書』一の二〇の三一二。
- 三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道戸類は当年の品は江戸に送って深川町三月二二日江戸発営で深川町三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町三月二十二日江戸発
- 9 この書状は二二日夜に磐城平に到着し、翌二三日には郡方に郷村帳の案詞帳面が渡
- 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。

帳面作成の指示が下されている。

10

- 確認する事は出来ない。 追って回答すると答えた。しかし、この後の「万覚帳」の記録で、鳥居家の回答を11 二七日の内藤家留守居からの問い合わせに対し、鳥居家留守居は国許へ確認の上
- 12 「奥州岩城より日州延岡江御所替ニ付萬留書」より。
- 13 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。

14

- 15 注2の白峰氏の論考より。
- 上使から表一の指示を受ける以前に、その内容を把握していた傍証となろう。16 四月三日江戸発磐城宛書状で既に宿は三家相談の上、町屋にする事にしたとある。

- なお「磐城平城引渡武具并役人之覚」に関しては同日に牧野衆へも渡されている。
- 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 「奥州岩城より日州延岡江御所替ニ付萬留書」より。
- の書状への江戸からの回答に「一代勤之者此砌御暇被下可然」とある。四月二六日江戸着磐城平差出の書状で湯長谷道具番の人選について触れており、こ
- 内藤全稀は既に隠居をしているが、未だ磐城平での藩政の意思決定に深く関わって
- くる

22

21 20 19 18

五月三日江戸着磐城平差出の書状より。

23

24

- 郡奉行増田稲右衛門」であった(「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より)。も担っており、延岡入りした時の肩書きは「延岡御先御用并御請取方御人数宿割兼なお、増田は、受取方が延岡に到着するのに備えて、町在の借宅の宿割をする御用
- 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。

25

- 26 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- になっていた。
 六月四日には江戸へ届いた。幕や旗竿の不足分を追加し江戸から延岡へ送られる事
 六月四日には江戸へ届いた。幕や旗竿の不足分を追加し江戸から延岡へ送られる事
- 28 六月一二日江戸着磐城平差出の書状より
- 29 三月二八日江戸着磐城平差出の書状に対する江戸からの回答より
- 30 六月一四日江戸着磐城平差出の書状より。
- 書」より)。

 31 五月九日江戸着磐城平差出の書状への回答より。なおこの他、磐城平から大坂まで31 五月九日江戸着磐城平差出の書状への回答より。なおこの他、磐城平から大坂まで31 五月九日江戸着磐城平差出の書状への回答より。なおこの他、磐城平から大坂まで31 五月九日江戸着磐城平差出の書状への回答より。なおこの他、磐城平から大坂まで
- ので、江戸磐城平間の書状のやりとりでは五ヶ年平均帳とも称されている。32 なお、この郷村高帳では寛延二〜延享三年までの五年間の物成平均値も書き上げた
- 33 四月一八日江戸着磐城平差出の書状より
- 34 「奥州岩城より日州延岡江御所替ニ付萬留書」より。

転封実現過程に関する基礎的考察

- 35 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 36 以下の記述は、「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 37 以下の記述は、「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」による。
- 五日から七日の動きは延享四年「万覚帳」より。

38

の三一の六三)、「延岡御城附并豊後宮崎郷村御代官岡田庄太夫様御引渡被成候覚書」39 以下の記述は「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」、「御得替抜書」(『内藤家文書』一

(『内藤家文書』 一の二三の三六五) による。

- 封)の影響を踏まえた譜代大名家文書の構造と伝来過程の分析」(研究代表者 日本稿は平成二○~二二年度文部科学省科学研究費若手研究 (B)「所領移動 (転
- 〈二〇一一年三月一日受付、二〇一一年三月五日受理〉*明治大学博物館刑事部門学芸員

比佳代子)の研究成果の一部である。

Basic analysis of the fief-change ($Temp\bar{o}$) process: the moving of Naito-clan from Iwakidaira to Nobeoka in 1747 (the 4th Year of $Enky\bar{o}$)

HIBI, Kayoko

In Edo-Period the Bakufu was authorized to change the Fiefs of Fudai Lords. The studies of the fief-change, $Temp\bar{o}$, process have concentrated on analyzing the political relationship between Bakufu and Han, investigating the treatment of unpaid taxes or the ceremonies of castle-domain transfer, etc. However it was neglected to analyze the concrete practices of fief-changes: how to move from one estate to another. On the occasion of moving to the new estate the Han had to exchange the information with the Bakufu and the other Han-s, to arrange the migration of hundreds of vassals, their relatives and household effects. The aim of the thesis is to elucidate the concrete process of $Temp\bar{o}$, analyzing the preparations and the roadmaps of the fief-change of Naito-clan from Iwakidaira to Nobeoka in 1747.